

経済産業省

2019 貿情セ調（経提）第 2 号

貿易経済局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 猪狩課長殿

2019 年 6 月 18 日

安全保障貿易審査課 三橋課長殿

写)

安全保障貿易管理課 熊野課長補佐殿、飯泉法規係員殿

安全保障貿易審査課 井上課長補佐殿、渡边上席審査官殿

安全保障貿易管理課 荒木課長補佐殿 秋元係長殿

貨物等省令第 2 条第 1 項第三号カの改正要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
化学製剤・生物系材料分科会
主査 石黒 信吾

1. 改正対象

貨物等省令第 2 条第 1 項第三号カ

2. 現行省令記載文及び改正提案文

改正案 1	現行
カ N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール（アルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る、二-ジイソプロピルアミノエタンチオールを含む。）及びそのプロトン化塩類（二-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）	カ N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール（アルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る、二-ジイソプロピルアミノエタンチオール及び二-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）及びそのプロトン化塩類

改正案 2	現行
カ N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール（アルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る。二-ジイソプロピルアミノエタンチオールを含む。）及びそのプロトン化塩類（二-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）	カ N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール（アルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る、二-ジイソプロピルアミノエタンチオール及び二-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）及びそのプロトン化塩類

改正案3	現行
カ N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限るものであって、ニ-ジイソプロピルアミノエタンチオールを含む。）及びそのプロトン化塩類（ニ-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）	カ N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール（アルキル基の炭素数が3以下であるもの限り、ニ-ジイソプロピルアミノエタンチオール及びニ-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）及びそのプロトン化塩類

3. 提案理由

（案1）

プロトン化塩は、塩酸塩、硫酸塩などを含む総称である。よって「ニ-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩」は、総称としての「N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオールのプロトン化塩類」に含まれるべきものであるとのかっこ書きとすべき。

（案2）

提案内容は案1と同一であるが、括弧内の「アルキル基の炭素数が3以下であるもの限り、・・・」という文言は、現行の省令の書き振りも同じであるが、アルキル基の炭素数が3以下の場合のみニ-ジイソプロピルアミノエタンチオールを含み、アルキル基の炭素数が3以上のものも規制対象と理解出来る書き振りとなっている。この間違った理解を防ぐため、括弧内の文章を2つに分けた案である。

（案3）

案2と同じく、文章は1つのままとし、間違った理解を防ぐため、「限り、」を「限るものであって、」としたもの。

4. 補足説明

括弧内のアルキル基の意味は脂肪族飽和炭化水素から水素原子1個を除いた残りの炭化水素基の総称であり、表1に示す通りの多くの種類がある。炭素数3以下には、メチル、エチル、ノルマルプロピル、イソプロピルの4種類がある。直近のAGリスト改正で、ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩が追加となり、これに対応して平成30年度政省令改正が行われた経緯あり。

表 1 各種アルキル基について

炭素数	名称		構造	種類
1	メチル	-	-CH ₃	1種類
2	エチル	-	-CH ₂ -CH ₃	1種類
3	プロピル	ノルマルプロピル	-CH ₂ -CH ₂ -CH ₃	2種類
		イソプロピル	$\begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ -\text{CH}-\text{CH}_3 \end{array}$	
4	ブチル	ノルマルブチル	-CH ₂ -CH ₂ -CH ₂ -CH ₃	4種類
		Secブチル	$\begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ -\text{CH} \\ \\ \text{CH}_2-\text{CH}_3 \end{array}$	
		イソブチル	$\begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ -\text{CH}_2-\text{CH} \\ \\ \text{CH}_3 \end{array}$	
		Tertブチル	$\begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ -\text{CH}-\text{CH}_3 \\ \\ \text{CH}_3 \end{array}$	
5	ペンチル	-	-	-
6	ヘキシル	-	-	-
7	ヘプチル	-	-	-
8	オクチル	-	-	-
9	ノニル	-	-	-
10	デシル	-	-	-

添付：輸出管理品目ガイダンス化学製剤原料関連第9版2017年2月刊

174頁 ジイソプロピルアミノエタンチオール

175頁 ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩